



平成25年 8 月12日 開会

平成25年 8 月12日 閉会

平成25年 8 月定例会

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

会 議 録

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

岡山県後期高齢者医療広域連合議会平成25年8月定例会会議録目次

広域連合議会の開催（招集告示）について……………	1
議案の送付について……………	2
追加議案の送付について……………	3
運 営 予 定 表……………	4
議 事 日 程……………	5
会議に付した事件……………	5
監査結果報告一覧表……………	6
出席・欠席または遅参・早退した議員……………	7
出席した説明員……………	7
出席した書記……………	7
開 会 宣 言……………	8
広域連合長あいさつ……………	8
報 告……………	9
日程第1 議席の指定について……………	9
日程第2 会議録署名議員の指名について……………	10
日程第3 会期の決定について……………	10
日程第4 一般質問……………	10
• 16番 杉本 美智子君……………	11
広域連合長 黒田 晋君……………	11
事務局長 保崎 博道君……………	12
• 16番 杉本 美智子君……………	12
広域連合長 黒田 晋君……………	13
事務局長 保崎 博道君……………	13
• 16番 杉本 美智子君……………	14
• 2番 田辺 昭夫君……………	14
広域連合長 黒田 晋君……………	15
事務局長 保崎 博道君……………	16
• 2番 田辺 昭夫君……………	18
事務局長 保崎 博道君……………	19
• 2番 田辺 昭夫君……………	20
事務局長 保崎 博道君……………	21
• 1番 黒見 節子君……………	22
広域連合長 黒田 晋君……………	22
事務局長 保崎 博道君……………	23
• 1番 黒見 節子君……………	24
事務局長 保崎 博道君……………	25
• 1番 黒見 節子君……………	25

日程第5	議案第8号・議案第9号	26
	広域連合長 黒田 晋君 (提案説明)	26
	事務局長 保崎 博道君 (提案説明)	26
採	決	27
日程第6	議案第10号・議案第11号	28
	広域連合長 黒田 晋君 (提案説明)	28
	事務局長 保崎 博道君 (提案説明)	28
	・ 1番 黒見 節子君 (質疑)	30
	事務局長 保崎 博道君	31
	・ 1番 黒見 節子君	31
採	決	32
日程第7	議案第12号「平成25年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」	32
	広域連合長 黒田 晋君 (提案説明)	32
	事務局長 保崎 博道君 (提案説明)	33
採	決	33
日程第8	議案第13号「岡山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」	33
	広域連合長 黒田 晋君 (提案説明)	34
採	決	34
日程第9	議案第14号「岡山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」	34
	広域連合長 黒田 晋君 (提案説明)	34
採	決	35
閉 会 宣 言		35
一般質問発言通告一覧表・議案質疑発言通告一覧表		36
会議録署名議員		37

岡 広 議 第 7 号
平成 2 5 年 7 月 2 9 日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 様

岡山県後期高齢者医療広域連合議会
議長 則 武 宣 弘

岡山県後期高齢者医療広域連合議会平成 2 5 年 8 月定例会
及び全員協議会の開催について

このことについて、別紙写しのとおり、広域連合長より岡山県後期高齢者医療広域連合議会平成 2 5 年 8 月定例会が招集されたのでお知らせします。

岡山県後期高齢者医療
広域連合告示第 1 8 号
平成 2 5 年 7 月 2 9 日

平成 2 5 年 8 月 1 2 日（月曜日）午後 1 時 1 5 分、岡山県後期高齢者医療広域連合議会平成 2 5 年 8 月定例会を岡山県市町村振興センター 5 階大ホールに招集する。

岡山県後期高齢者医療広域連合長 黒 田 晋

岡 広 総 第 2 2 8 号
平成 2 5 年 7 月 2 9 日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 様

岡山県後期高齢者医療広域連合長 黒 田 晋

議案の送付について

岡山県後期高齢者医療広域連合議会平成 2 5 年 8 月定例会に提出する次の議案を、別紙のとおり送付します。

記

- 議案第 8 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 2 4 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 3 号))
- 議案第 9 号 専決処分の承認を求めることについて
(平成 2 4 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 4 号))
- 議案第 1 0 号 平成 2 4 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算
- 議案第 1 1 号 平成 2 4 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 議案第 1 2 号 平成 2 5 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号)

岡 広 総 第 2 3 7 号
平成 2 5 年 8 月 1 2 日

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 様

岡山県後期高齢者医療広域連合長 黒 田 晋

追加議案の送付について

岡山県後期高齢者医療広域連合議会平成 2 5 年 8 月定例会に提出する次の議案を、別紙のとおり追加送付します。

記

議案第 1 3 号 岡山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について

議案第 1 4 号 岡山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

(会期 1日間)

平成25年8月定例会運営予定表

月 日	曜	時 間	会 議	摘 要
8月12日	(月)	午後1時15分	本 会 議	議席の指定について 会議録署名議員の指名につ いて 会期の決定について 一般質問 議案の上程・採決

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

平成25年8月定例会議事日程

平成25年8月12日（月） 午後1時15分開議

日程番号	会 議 に 付 す る 事 件
第 1	議席の指定について
第 2	会議録署名議員の指名について
第 3	会期の決定について
第 4	一 般 質 問
第 5	議案第 8 号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）） 議案第 9 号 専決処分の承認を求めることについて（平成24年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）） (上程・採決)
第 6	議案第10号 平成24年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算 議案第11号 平成24年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算 (上程・採決)
第 7	議案第12号 平成25年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号） (上程・採決)
第 8	議案第13号 岡山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について (上程・採決)
第 9	議案第14号 岡山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について (上程・採決)

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

岡山県後期高齢者医療広域連合議会

平成25年8月定例会監査結果報告一覧表

番号	受付月日	件名
1	25. 2. 26	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成25年 1月分例月出納検査結果報告
2	25. 3. 21	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成25年 2月分例月出納検査結果報告
3	25. 4. 26	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成25年 3月分例月出納検査結果報告
4	25. 5. 30	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成25年 4月分例月出納検査結果報告
5	25. 7. 11	岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計及び特別会計平成25年 5月分例月出納検査結果報告

出席・欠席または遅参・早退した議員の番号・氏名

議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退	議席 番号	氏 名	出席 欠席	遅参 早退
1	黒見 節子	出席		10	高谷 茂男	欠席	
2	田辺 昭夫	〃		11	栗山 康彦	出席	
3	草加 信義	〃		12	大森 直徳	〃	
4	松原 繁之	〃		13	山崎 親男	〃	
5	磯田 博基	〃		14	大内 恒章	〃	
6	井戸 賢一	〃		15	山野 通彦	〃	
7	瀧本 豊文	〃		16	杉本 美智子	〃	
8				17			
9	片岡 聡一	欠席		18	則武 宣弘	出席	

説明のため出席した者の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
広域連合長	黒田 晋	総務課長	山本 正弘
副広域連合長	河島 建一	業務課長	小林 一仁
監査委員	池上 進	業務課資格賦課班長	今井 英順
事務局長	保崎 博道	業務課給付班長	西中 紳悟

職務のため出席した書記の職氏名

職 名	氏 名	職 名	氏 名
書記長	中永 光一	書 記	西 祐典
書 記	森 兼 淳		

会議場所 岡山県市町村振興センター 5階 大ホール

開会宣言

○議長（則武 宣弘君）

それでは、会議を開きます。

本日、岡山県後期高齢者医療広域連合議会平成25年8月定例会が招集されましたところ、皆様方には御多用のところ御参集いただき、大変に御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員は14人であります。定足数に達しておりますので、これより岡山県後期高齢者医療広域連合議会平成25年8月定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

広域連合長あいさつ

○議長（則武 宣弘君）

広域連合長より発言の申し出がありますので、許可いたします。

広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）〔登壇〕

はい。本日は8月定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方には大変お忙しい時期にもかかわらず御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。開会に当たりまして、議長にお許しをいただき、一言ごあいさつを申し上げます。

備前市長を引退された前任の西岡連合長から、この5月に広域連合長を引き継ぎました玉野市長の黒田でございます。

さて、今年の衆議院選挙により、民主党から自民・公明の政権にかわり、さらに先月の参議院選挙により、衆参のねじれが解消し、内外の諸問題に対して安定した政権運営がなされるようになればいいというふうにいねがっているところではあります。

さて、後期高齢者医療制度は平成20年から開始しておりますが、開始早々制度廃止を公約として掲げた民主党に政権交代となり、政府においては制度廃止に向けての議論の中で、今後の制度の方向性が立たない状況ではありましたが、広域連合としては現行制度の中で被保険者の方に安心していただくよう運営を行ってまいりました。

最終的に「社会保障・税一体改革」の関連法案として「社会保障制度改革推進法」に基づく「社会保障制度改革国民会議」が設置され、これまで種々協議検討されてまいりましたが、今月5日の第20回目の会議で報告書の取りまとめが行われ、翌日6日に安倍首相に報告書の提出がなされたところでございます。

御承知のとおり報告書の中では、後期高齢者医療制度については、「現在では十分に制度が定着していると考えられる。」「後期高齢者支援金に対する全面総報酬割の導入を始め、必要な改善を行っていくことが必要である。」とされており、今後の政府における改革時期などを記した「プログラム法案」の内容によるところであります。当分の間は現

状の制度運営を行うものと考えているところでございます。

いずれにいたしましても、市長会や町村会等と連携し、さまざまな情報収集に努めるとともに、全国連合長会議を通じての各種要望などを通じ、本制度を含む医療制度の改正がなされるまでは、被保険者の皆様方のために安定した制度運営を市町村と共同しながら行ってまいりたいと考えております。

次に、保険料の改定作業についてでございますが、国においては保険料高騰を抑制するため、これまでは余剰金や財政安定化基金の活用の指示がなされてまいりました。

今回の改定においてもその方針は継続されると思いますが、若年者への過剰な負担を求めないため、高齢者においても負担能力に応じ、適正な費用負担をお願いしていくなどとして、保険料の負担増は不可避であることを前提に試算する方向になるものと思われま

す。保険料試算に当たっては、医療費の伸び率などをもとに所要額を算出することから作業を行うものでございますが、適正にかつ的確に見込みを立てまして、安定した財政が担保され、かつ保険料の増加はやむを得ないものの、可能な限り皆様の御負担を抑えることができる保険料率の算定を行ってまいり所存でございますので、御理解と御協力をお願いするところでございます。

さて、本日の定例会において審議を賜ります案件は、専決した平成 24 年度補正予算が 2 件、一般会計と特別会計の決算、さらに平成 25 年度補正予算が 1 件、それと副連合長並びに監査委員の選任案件を提出させていただいております。

それぞれ御説明申し上げますので、何とぞ慎重に御審議の上、御議決を賜るようお願いを申し上げます。〔降壇〕

報 告

○議長（則武 宣弘君）

この際、報告いたします。

監査委員から、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項の規定に基づく平成 25 年 1 月、2 月、3 月、4 月、5 月分の例月出納検査結果の報告がありました。事務局に保管しておりますので、ごらんいただきたいと思います。

次に、本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しているとおりであります。

日程第 1 議席の指定について

○議長（則武 宣弘君）

日程第 1、「議席の指定について」を行います。

会議規則第 4 条第 2 項の規定により、新たに当選されました田辺昭夫議員の議席は 2 番に、瀧本豊文議員の議席は 7 番に、片岡聡一議員の議席は 9 番に、栗山康彦議員の議席は 11 番に、山崎親男議員の議席は 13 番に、大内恒章議員の議席は 14 番に、杉本美智子議員の議席は 16 番に指定いたします。

議席一覧表

1	黒見節子	10	高谷茂男
2	田辺昭夫	11	栗山康彦
3	草加信義	12	大森直徳
4	松原繁之	13	山崎親男
5	磯田博基	14	大内恒章
6	井戸賢一	15	山野通彦
7	瀧本豊文	16	杉本美智子
8		17	
9	片岡聡一	18	則武宣弘

日程第2 会議録署名議員の指名について

○議長（則武 宣弘君）

日程第2、「会議録署名議員の指名について」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、11番、栗山議員、12番、大森議員を指名いたします。

日程第3 会期の決定について

○議長（則武 宣弘君）

日程第3、「会期の決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日1日限りとしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（則武 宣弘君）

御異議なしと認めます。よって、本定例会の会期は本日1日限りと決定いたしました。

日程第4 一般質問

○議長（則武 宣弘君）

日程第4、「一般質問」を行います。

質問の通告がございますので、順次発言を許可いたします。

16番、杉本議員。

○16番(杉本 美智子君)〔登壇〕

16番、杉本です。一般質問を行います。

まず、次期保険料についての質問です。

先ほど連合長のごあいさつの中で方針をある程度示されましたが、一般質問という形でお尋ねしてまいりたいと思います。

人口推計や平均寿命の延伸などにより、後期高齢者医療保険料の引き上げが危惧されています。

国立社会保障人口問題研究所が2013年3月27日に公表した人口推移の資料によりますと、岡山県の人口は2010年の194万5,276人を100としたときに、2020年には186万7,744人で96%、さらに2030年には174万9,284人で89.9%に減少すると言われております。しかし、75歳以上の人口は、2010年25万2,581人を100としたとき、2020年は30万4,116人で120.4%、さらに2030年には35万3,272人で139.8%に増加すると言われております。

また、高血圧や糖尿病など、長期にわたって投薬や通院が必要な生活習慣病や、高齢による腰や足の痛みなど、高齢者と医療はつき合いが長くなりがちです。

そして、2012年の平均寿命は、女性86.41歳、男性79.94歳と、世界トップレベルになりました。

さて、このほど平成24年度の決算が出されました。そこで、この決算の医療費の伸びを受けて、次期の保険料はどのようにしていくのかをお尋ねいたします。

先ほど申し述べましたように、保険料は上がる要素がたくさんございますが、財政安定化基金を取り崩すなどして、高齢者が無理なく納められるような額にしてほしいと考えます。見通しはどうか、方針をお尋ねいたします。

次に、高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種助成事業について質問いたします。

統計によりますと、死因の1番目はがん、2番目は心疾患、3番目は脳血管障害、そして4番目にくるのが肺炎です。

国では、公費予防接種の種類に肺炎球菌ワクチンの予防接種を入れておりませんが、自治体では接種費用の一部助成を行うところが増えてきました。

厚生労働省の厚生科学審議会予防接種部会の研究によると、ワクチン投与によって肺炎の医療費は、75歳の患者1人当たり33万円削減できるという結果が出ています。高齢者用肺炎球菌ワクチンの公費助成は、予防医療として有効な施策だと考えます。

そこで、平成24年度の実績についてお尋ねいたします。

実施自治体、助成件数、後期高齢者医療保険での事業費、それは高齢者1人当たり幾らの補助になっているのかなどについてお答えください。そしてまた、今後の方針をお示してください。

以上で最初の質問を終わります。〔降壇〕

○議長(則武 宣弘君)

広域連合長。

○広域連合長(黒田 晋君)〔登壇〕

はい。杉本議員の次期保険料についてお答えをいたします。

本制度の基本の仕組みとして、必要とする所要額の5割が国・県・市町村の公費、4割

が若年者層による支援金、残り1割部分を保険料で負担していただくこととして保険料率の算定を行っているものでございます。

さらに、低所得者に対する軽減措置、また被用者保険の被扶養者であった方などに対する特別軽減措置などがございまして、軽減後の1人当たりの保険料を平成24・25年度では、対前回2.1%アップの6万339円とさせていただいたものでございます。

今回の保険料の改定については、厚生労働省の方針がまだ示されていないため、具体的な作業にはまだ取りかかっておりませんが、議員御要望の財政安定化基金や余剰金の活用も含めた算定を行うことになるのではないかと考えているところでございます。

しかしながら、所要額の大部分である医療費が毎年右肩上がりの伸びを示している状況にありますので、冒頭のあいさつでも若干触れておりますが、保険料の上昇の幅をいかに少なくするかが今期改定の重要なポイントであると思うところであります。可能な限りの確な医療費などの所要額を見込むことに努力しなければならないと考えております。

その結果、皆様方には適正な保険料の負担をお願いし、安心して医療を受けることができ、安定した制度運営が行えるよう、保険料の算定を行ってまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）〔登壇〕

はい。杉本議員、一般質問の2項目目でございます。高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種助成事業についての平成24年度の実績及び今後の方針についてはという御質問にお答え申し上げます。

肺炎球菌によって引き起こされるいろいろな病気、感染症でございますが、この病気を予防するため効果的なワクチン予防接種助成事業は、市町村に対する長寿・健康増進事業補助金として、平成23年度から実施しているところでございます。

奈義町などにおきましては、既に単独で、助成制度を以前から実施しておりましたが、本助成制度を受けまして平成23年度では、倉敷市など15市町村で、平成24年度につきましてはさらに岡山市などの20市町村で実施をされたものでございます。

平成24年度では、予算の範囲内で1人当たり2,000円の助成を行うこととして、2万5,700人程度を見込んでおりましたが、市町村の事業実績が3万1,701人となったため、市町村へは実施に対して予算の範囲内ということで、約80%の助成となったものでございます。

一度のワクチン接種で5年間肺炎に有効なものでございます。また、医療費抑制の効果も非常に期待できることから、市町村において今後も継続して行う事業と位置づけられているところでございますので、市町村に助成するための財源を、今後とも国に要望してまいりたいと考えているところでございます。したがって、今後も制度のある限り助成していきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

杉本議員、16番。

○16番（杉本 美智子君）

はい。16番、杉本です。

御答弁をいただきました。

まず、連合長にお尋ねをいたします。

保険料の改定の件なんですけども、この広域連合には懇話会が設置されたと聞いておりますが、懇話会では次期保険料について、市民の方、住民の方の御意見は出ていないでしょうか。その点をお尋ねいたします。

また、ワクチンの件なんですけども、お1人当たりの事業費はお示しいただきましたが、全体として総額で平成24年度の事業費をお示しくださいませと思います。

また、予算の都合上、実績の80%の補助になったということでもございましたが、今後これを100%にしていくというような予算組み、また、まだやっていない県内市町村への働きかけについて、いま一度御答弁いただきたいと思います。

○議長（則武 宣弘君）

当局側の答弁を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）

はい。杉本議員の再質問にお答えをいたします。

次期保険料について、懇話会での意見、要望はということでもありますけれども、懇話会では保険料改定作業のスケジュールに合わせて懇話会を開催し、御意見を伺うことを計画をしております。

また、いただいた御意見を参考にしていくこととしておりますので、そうした御意見、御要望をしっかりといただいて、次期保険料に有効に反映していきたいと考えております。

以上、お答えをいたします。

○議長（則武 宣弘君）

事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）

はい。肺炎球菌ワクチンについての再質問にお答えさせていただきます。

肺炎球菌ワクチンの助成につきましては、平成24年度、5,107万円を総額で助成をさせていただきます。

なお、この財源といたしましては、国の調整基金を財源としております関係で、できるだけ100%助成をできればいいと考えて、国のほうに持っていつておりますが、申請時期の関係で、どうしても実績が出てくる時期が申請時期よりずれ込みますので、できるだけ助成を満額にしていきたいというふうには考えておりますが、そういう関係もございまして、100%の助成になっていないという状況でございます。

また、市町村での啓発でございますが、市町村に対しては、一応市町村が一般施策の中で実施をしているという状況でございます。非常に効果のある事業でありますので、例えば乳幼児の肺炎球菌ワクチンの接種なんかは単独でやっておられるところはかなり多いんですけど、高齢者に対しても同様に接種事業を行っていききたいというふうなお気持ちがあれば、当然我々のほうも助成していくつもりでございますので、ぜひともそのあたりは協力して啓発を行っていききたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（則武 宣弘君）

16番、杉本議員。

○16番（杉本 美智子君）

はい。高齢者は、消費税の引き上げを間近に控え、また今後の生活に不安を感じております。また、先ほどの社会保障制度改革国民会議での報告案でも、高齢者の負担増加が見込まれて、避けては通れない状態になっております。所得による軽減措置がとられましても、結局軽減された部分の負担が公費によって賄われるということになれば、全体の負担は増えてまいりますので、今後、研究、検討していただきまして、納得のいく保険料案をお示しいただければと思います。

また、高齢者用の肺炎球菌ワクチンの予防接種につきましては、今後とも前向きに取り組んでいただきますように申し述べまして、今回の質問を終わります。

○議長（則武 宣弘君）

次に、2番、田辺議員。

○2番（田辺 昭夫君）〔登壇〕

はい。2番、田辺昭夫でございます。8月定例議会に対しまして一般質問を行います。

まず1番目は、後期高齢者医療制度の今後の動向はということでございます。

これについては、先ほど連合長からも御答弁がございました。私も、この後期高齢者医療制度については、広域連合に制度が始まる前から参加をさせていただいて、さまざまな議論もさせていただいてまいりました。

今、国のほうが最終的には5年たって定着をしたということで、基本的にこの制度は維持をするという方向が示されたということなんですけれども、そもそもこの制度がつけられたときに、やはり一番問題になったのは当時の厚生労働省の役人の方が、医療費が際限なく上がっていく痛みを後期高齢者が自らが自分の感覚で感じ取っていただくことにしたと、このように言われているように、いわゆる高齢者を差別してうば捨て山にしていくと、こういう国民の批判がそもそもあったわけであります。

そういう中で、民主党政権が廃止を言い出し、それが裏切られてまたもとに戻ったということになるわけですが、結局高齢者を差別するという制度は、私は残ったというふうに思うんですけれども、経過については先ほどお話がありましたが、こういうふうな現状になってきているということについて、連合長の見解はどういうふうに思っているかということ、まずお尋ねをしたいというふうに思います。

それからもう一つ気になる点は、国保の一元化についてであります。

今回の社会保障制度改革国民会議の報告書でも、国民健康保険改革についても触れられておりまして、基本的には国民健康保険の運営に関する業務について、再整備を初めとした都道府県が担うことを基本としつつ、保険料の賦課徴収、保健事業などを引き続き市町村が担うことが適切な業務が存在することから、都道府県と市町村が適切に役割分担を行い、市町村の保険料収入や医療費適正化へのインセンティブを損なうことのない分権的な仕組みを目指すべきであるということが提起をされております。

新聞報道によると、2017年までに国保の運営を市町村から都道府県に移行するというようなことでもあります。ただし、保険料の徴収については市町村が行う。それから、保険料の徴収できなかった分については、それを一般会計に入れて都道府県に納めるというようなことも、どうも言われているようでもあります。

そういう意味で、国保のいろんな問題があるわけですが、一番議論になっていたのは、国保の一元化ということの中で、これを都道府県ではなくて広域連合に移すべきではないかという声があります。都道府県の首長さんたちは、なるだけこれは県には負担したくないというような意見もあったというふうにお聞きしておりますけれども、どうもいろいろ議論を聞いていますと、厚労省のほうは2017年度から2020年にかけて、また法改正を行って、さらなる国保の制度改革が予定をされているようであります。その中では、分権型の広域化という点が論点になっているというふうに聞いております。そうすると、当面は県ということになるんでしょうけれども、将来的には広域連合に、この国保については移される可能性があるのではないかという点を危惧するわけですが、これについてまた情報が得られておられるか、また認識、見解があればお聞かせいただきたいと思っております。

それから、今後の財政運営と保険料についてであります。

これは、先ほど議論がございました。前回の保険料の改定については、先ほどからお話がありましたように、全国的に大幅な保険料の引き上げが懸念されることから、厚生労働省は何としても保険料を上げるのをなるべく抑えろということで、剰余金とか財政安定化基金からの交付金を活用しなさいと。要は持っているものは全部出して、保険料の軽減に充てろと。それで、5%以下に抑えろという指示があったと思います。それで、岡山県が4.2%ということになったというふうに、前々回ですね。

今回、そういう意味で、いわゆる剰余金や財政安定化基金というのはもう出して、出し尽くして私はいるのでないかと。先ほどそれも活用してというお話があったんですけども、活用できる見通しがあるのかどうかという点と、私は国が制度を維持するというのであれば、国民の負担が増えない方向で、これは県、国が何らかの措置をとるべきだと。つまり今の負担割合も含めて、それから制度を維持するというのであれば、保険料が急激に引き上がるという問題については、国が一定の財政負担をしてでも、この軽減を図るということ、やはりこれはやっていただかないと、広域連合だけの問題でいくと、これは大幅な引き上げになってしまうのではないかという心配をするわけですが、そういうことを、やはりこれは連合長の連合会というか、あると思っておりますけれども、そういう場で主張をしていただく等々必要なのではないかというふうに思っております。

それから、健診についてであります。

これについては、私は何回も申し上げてまいりまして、健診率アップのためにどのように努力をされてきたのかということでもあります。ちょっと決算資料を見させていただくと、約10%ぐらいでしょうかね、健診率が。確かに、ただ、全国的にいうと、後期高齢者の健診率は非常に低いということですので、これまでどのような努力をされてきたのか、今後どういうふうになされようとしているのかということについてお尋ねをしたいと思います。

以上です。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）〔登壇〕

はい。田辺議員の後期高齢者医療制度の今後の動向は、そして連合長としての見解はということについてお答えをいたします。

昨年2月に閣議決定された「社会保障・税一体改革大綱」の中で、高齢者医療制度改革会議の取りまとめ等を踏まえ、制度見直しを行うなどの改革について、国民会議の中で議論を行い、また改革に当たっては、民主・自民・公明による三党合意に向け協議をすることとなっているものと理解しておりました。三党合意に向けては、同じく実務者協議の議論を積み重ねてきたところでございますが、先日民主党が離脱するという事態になったところでございます。

社会保障制度改革については、これまでの国民会議において活発な御議論が展開され、先日その報告書が示されたところでございます。

その報告書においては、後期高齢者医療制度については十分制度が定着しているため、現行制度を基本としながら、後期高齢者支援金に対する全面総報酬割の導入など、必要な改正を行っていくこととしておりますが、今後の法案などに対して、全国広域連合長会議などによる必要な情報収集を行いながら、国の動向を注視してまいりたいと考えているところであります。

なお、国の動向を注視してまいりたいということでありまして、昨今いろいろな国による強引な施策展開が行われておりまして、我々といたしましても本当に市長会、そしてこの広域の連合長会議で、タイミングを見ながらきちっと地方としての訴えをしてまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えいたします。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）〔登壇〕

連合長が答弁された以外の項目につきまして、答弁をさせていただきます。

まず、国保一元化の関連する問題でございます。

国民会議の報告書では、都道府県の役割強化と国民健康保険の保険者の都道府県移行については明確に明記されております。先ほど田辺議員がおっしゃられたとおり、明確に明記されているところでございますが、御質問にございます広域連合に関与する報告につきましては、全くございません。したがって、財政的な構造問題への対応等、解決すべき項目はございますが、今後都道府県一元化に向けて、知事会等の協議により国保の一元化については推進されていくものというふうに思っております。

ただ、実体的には市町村との役割分担も必要となることから、改革会議の最終取りまとめの際にもございましたように、将来的にどのような方向が示されるのか現状ではわかりませんので、こういったあたりも踏まえて動向を見ながら考えていきたいところでございます。また、必要に応じて、国等に要望もしてまいりたいというふうに考えております。

次に、財政の見通しと保険料につきましての御質問でございます。

保険料につきましては、2年を単位に積算いたしておりまして、改定初年度に当たる平成24年度の若干の余剰をもって、平成25年度の財政に充てていくところでございます。したがって、この期の見通しといたしましては、医療費などの伸び率につきましては、今のところ想定のうちで推移している状況でございますが、現時点では平成25年度の財政見通しは支障はないものというふうに考えております。

ただ、今後の情勢につきましては、医療費の動向につきましては、全く想定できない状

況が起こり得る可能性もございます。インフルエンザのすごい蔓延であるとか、医療費が大きくかかることになると、やはりそれだけ医療費がかかってくるということになれば、当然平成 25 年度の財政がかなり逼迫してくるというふうに想定されるところでございます。

ただ、今のところはそのことがないように祈っているだけでございますけれど、そういった状況を十分注視しながら、運営をこれからも続けていきたいというふうに思っております。

続いて、保険料の改定につきましては、先ほど杉本議員にも御答弁を申し上げたところでございますが、今御説明を申し上げたとおり、今回の剰余金につきましては、推移そのものは想定範囲で動いておりますが、保険料の改定が、先ほど田辺議員が前々回の例を 4.3%アップということで言われましたが、前回の改定は 2.3%、少し剰余金の関係もあつたんですが、若干保険料のアップ率を抑えさせていただいております。そういう関係もございまして、今回の改定に当たっては、剰余金は余り生じることがちょっと想定できないのかなというふうに考えております。

それから、もう一点の基金の活用でございます。

基金につきましては、これまで実は基金の取り崩しは行っておりません。したがって、基金は今のところ全額まだ基金の積み立てを行っているところでございます。

この平成 25 年度につきましても、先ほど御説明申し上げたとおり、特段医療費の推移が急に上がらなければ、今のところ基金の活用までしなくて済むのではないかと考えております。したがって、今回の改定に当たりましては、この医療費の動向の推移を見ながらにはなりますけれど、今まで積み立ててきた基金の活用が十分行えるのではないかと考えております。

ただ、そうはいいまして、冒頭の連合長のあいさつにもございましたとおり、かなり厳しい状況でございますので、保険料の上昇率につきましては、やはり厳しい状況になるのではないかと考えておりますが、できるだけ適正な上昇率といいたしめようか、医療費の伸びを想定いたしまして、あるいは後期高齢者の対象者、被保険者の伸びもあわせて、十分な想定をしながら、いわゆる適正な保険料の改定を行っていきたいというふうに考えております。

さらに、こういった非常に厳しい状況を国に対しての要望等につきましては、これまでも再々いろんな機会を捉えまして要望いたしております。

また、岡山県だけではなく、非常に改定率の高い広域連合もございまして、こういったところは非常に、ざっといいますと基金の取り崩しも全部全て、もう何もかもはき出して、今度の改定はもうどうなるかわからないというようなところも実際にはございまして、そういったところと連携しながら、国に対してはできるだけ抑制をしていただくような措置がとれるように要望していきたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願ひします。

それから、健診の問題でございますが、健診の問題はこれまでも田辺議員に再々御質問をいただきまして、この健診率アップのための努力を、市町村とこれまでも続けてきたところでございます。

平成 23 年度におきましては、新聞媒体を活用いたしまして、山陽新聞を利用しまして広

告を打たせていただいております。しかし、この広告の効果があつたかどうかということにつきましては、十分な検証ができてないんで、効果があつたとはちょっと言えない部分もございます。

平成24年度におきましては、そういった特別な啓発事業は行っておりませんが、これまでと同様、市町村の広報紙に掲載をさせていただき、また被保険者には小冊子を配布するなどいたしまして、啓発に努めております。今後とも効率的な啓発方法につきましては、市町村といろいろ話をしながら、向上策を検討してまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。〔降壇〕

○2番（田辺 昭夫君）

議長。

○議長（則武 宣弘君）

2番、田辺議員。

○2番（田辺 昭夫君）

御答弁をいただきましてありがとうございます。

制度のこれからの動向については、またこれからいろいろ議論をしていかなければいけない問題だと思っております。

ただ、一番危惧をしているのは、社会保障制度改革国民会議の報告書を私も読ませていただいたんですけども、確かな社会保障を将来世代に伝えるための道筋と書いていますけれども、中身は負担増ですね。70歳から75歳の高齢者の負担を増やすとか、介護保険制度を、要支援1、2を外すとか、とにかく私には、確かに、改悪のメジロ押しというような感じがしてならないんです。こういうものがこれからどんどん国の制度でやられていくということに対して、これは当然後期高齢者医療制度にとっても大きな問題であるというふうに思いますので、先ほど連合長のほうからちょっと力強い御答弁をいただいたと思いますので、しっかり言うべきことは言っていたきたいというふうに思っております。

それからもう一つ、制度が存続するに当たって、ちょっとお尋ねを、もう一回確認をしたいんですけども、保険料の軽減措置というのがやられております。これは自民党政権が最後のときに、国民の批判を厳しく浴びた中で、なるだけ負担を減らそうということで、最後は9割軽減までつくったということで、9割、7割、5割、2割ですか、ということだとか、それから所得額割の減額だとか、被扶養者であった人に対する特例だとか、ある意味では本来は保険料を暫定的にはとりあえず下げるという制度があつたと思うんですけども、これは何だか、当然、私は当然制度が存続するというふうになれば、これも存続するというふうに認識をするんですけども、そういうふうに認識をしてもいいのかどうか。もしつかんでいることがあればお尋ねをしたいと思えます。

それから、健診については、これも何回も私申し上げていて、大変恐縮なんですけれども、制度が発足するときに、国が高齢者健診については義務ではなくて、つまり努力義務にしたというのが1つあります。その努力義務の中にしたということの中で、生活習慣病に着目した特定健診がスタートしたこともあって、後期高齢者健診についても生活習慣病を考えて健診というふうに、今までの老人健診と言われたものとはさま変わりしたような形になって、実際は血圧を下げる薬だとか等々、服薬をしている方については健診が受けられないという制度になっているということでスタートしたという認識をしております。

私、確か、いつの議会だったか、昨年だったか一昨年の議会に、長野県ではそんなものは全部除外しているよと。どなたでも健診を受けられるようにしているよということで、健診率 50%もいっているよと。ですから、そういう服薬をしていたらいけないようなことはないんじゃないですかということでお聞きしたら、事務局長についてはそこら辺、大変あいまいなんだということをおっしゃって、なるだけそういうものはならないように各市町村にそういう正式文書として流したことはないんだけど、何らかのアピールをできるようにしていきたいというような御答弁をいただいた。つまり健診を受ける際にそういう服薬をしていたら健診を受けられないということではなくて、健診を希望する人については服薬していても受けられるよというふうに、各市町村に広域連合のほうから指示をしていただかないと、市町村は動けないという実態があるので、それを指示してくださいということをお願いしたと思うんです。それについては何らかのアピールを考えていきたいというふうに考えておりますというのが御答弁だったというように思うんですけども、その点についてお尋ねをいたします。

○議長（則武 宣弘君）

事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）

再質問につきまして、御答弁を申し上げます。

まず、1点目の軽減措置の問題でございます。

軽減措置につきましては、御承知のとおり、今おっしゃられた9割軽減であるとか、それから被扶養者の方の軽減措置というのは、特例措置という位置づけで時限的にやられております。したがって、この軽減措置の内容につきましては、毎年条例改正の中では附則の中で改正措置をお願いしているところでございます。

この軽減措置の存続につきましては、法律で決められている、いわゆる2割、5割、7割の軽減措置につきましては、これは当然存続する軽減措置でございますが、先ほど言いました特例軽減につきましては、国が現在どのように考えているかということに、毎年、いわゆる法律改正の中で示されてくる内容でございますので、この問題につきまして、私もからこのまま恒久的に継続する制度であるというふうにここでお答えすることには、ちょっとできかねます。

ただ、この問題につきましては、広域連合間でもいろいろ考え方があって、統一はされてない部分がございますが、基本的にはこの軽減措置を恒久的な措置というふうに位置づけて、軽減措置を継続してほしいという要望は、連合長会議の中で要望書として出させていただいているところでございます。

ただ、ちらちらと聞こえてくる部分では、やはり国の財政が非常に厳しい状況の中で、こういった負担増といいたいまいしょうか、いわゆる適正な負担はそれぞれにお願いをしていくんだというふうな国のスタンスがありますというか、見えてくるようなところがございませぬので、この特例的な軽減措置につきましては、今後どのような見直しができるのかというのは、ちょっと先行きは不安な部分というのは現実的にはございますが、たちまちではできるだけ継続してほしいという要望は出させていただいているところでございます。

それからもう一点、健診の問題につきましては、田辺議員がもう全くおっしゃられるとおりで、私もご質問に対して、先ほどおっしゃられたようなご答弁をさせていただいたと

ころでございます。

この後期高齢者医療制度に係る健診につきましては、もうおっしゃられたとおり生活習慣病に特化した健診という位置づけでございますので、基本的にはいわゆる生活習慣病ということで治療をされておられる被保険者の方につきましては、本来この健診のメリットがないのではないかとというふうな位置づけの中で、当初の助成事業の中の項目からは外されるというふうな位置づけであったと思います。

ただ、そういった中で、現実的にはこの助成制度につきましても、いわゆる受診をされた方については助成をいただいている、いわゆる国庫補助をいただいているという現実はずっと続いてきておりますし、そういった位置づけの中で我々も健診のいわゆる対象者については、特段絞った形でどうしてもしなければならないという位置づけはしておりませんが、ただこれは市町村それぞれの政策的な部分もございます。必ずしも希望者全員に健診をされているというようなどころだけではないというふうに認識しておりますし、またそういったところについてはいろいろ協議も進めて、話もしておるところでございませぬ。

ただ、方向としては、やはりおっしゃられたとおり助成事業は、だんだん国の財政の厳しさの中で、この助成については非常に厳しい状況であるというふうに現在なっております。いわゆる実際に国から来ている助成は二本立てになっておりまして、法で決められた健診対象者の助成とそれ以外の助成というふうになっておりますので、今のところは何とか助成をさせていただいております。また、それに基づいて市町村にもどの程度の協議がなされたかというのは、十分であったかどうかというのはもう一つあるとは思いますが、できるだけ協議しながら進めているところでございますし、また今後も健診率のアップのためには、何とかそのあたりをカバーしていきたいというふうに思っておりますので、今後も引き続いてやらせていただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（則武 宣弘君）

2番、田辺議員。

○2番（田辺 昭夫君）

健診についてですが、何回も事務局長には質問させていただいているので、私も何回も言うことがあれなんです、もう一回ちょっと整理してみますね。いわゆる健診率が上がっていない最大の理由は、いわゆる健診を受ける際に、受診する際に、アンケートをとるときに、そこに服薬をしているというふうに丸をしていくと、その時点でオミットされてしまうんですよと、岡山県の市町村は。健診は、これは実施主体は市町村ではありませんから、実施主体は県でしょう。この後期高齢者健診の実施主体は県、広域連合が実施主体でしょう。だと思います、実施主体は。だから、それに対して県が補助金を出しているわけでしょう。だから、県で統一しなかったら、それはおかしいことになるので、市町村が独自に判断して、それはいいですよとかというふうにはしてないはずなんです、岡山県内どこの市町村でも。だから、広域連合がこうしますよということを指示を出してくださらなかったら、それはどうにもならない。だから、私が言っているのは、血圧を下げる薬とか、そういうものを飲んでいたらだめですよというものについては、もうそういうふうな縛りはなくなっているんじゃないですかと、厚労省もそこまでもう言ってないんじゃない

いですかということ、先般お尋ねしたんです。それは確かにあいまいで、要は撤回したようなしないようなはっきりしないんです。ですから、それは広域連合としては市町村に対して、そういうちゃんと健診を受けてもいいというようなことのアピールを、何らかの形でしていきたいとまでおっしゃっているわけですから、そこを聞いているんですよ。聞いているので、ちょっともう少し明快に言っていただきたい。ですから、そういう健診を受ける際に、今弊害になっているものについては、いや、それはいいんです。

私は長野県に行ったときに、長野県の担当者が明確に言われたのは、最初はそうだったんですけれども、途中で厚労省のほうに尋ねたら、それは別に独自に判断していいですよと言われたので、長野県はもう全部外しましたと。だから、全員が受けたい人はもう受けていいですよということにしましたというふうに、長野県の担当者に私はお聞きをしたので、この間お尋ねをしたんです。そういうふうに見えるんだなということがわかったので、だから岡山県の広域連合としてもそういう判断をぜひしてくださいということを申し上げたので、それについても一度お尋ねをしたいと思います。

○議長（則武 宣弘君）

事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）

健診の問題につきましては、これまでいろいろお話をさせていただいたということに思っております。

まず、岡山県の健診のやり方につきましては、市町村が行う健診事業につきまして、広域連合で助成を、いわゆる補助をしていくというふうな位置づけでございまして、広域連合が直営で現実的にやっている事業ではございません。というのも、市町村それぞれの政策、後期高齢者以外の方の市民に対する健診の問題であるとか、それからいわゆる健診項目の問題、あるいは健診の単価の問題、いろいろ市町村ごとに統一ができてない状況になっております。これは、田辺議員もおっしゃられたとおり、広域連合のほうでこうしますという形で進めれば、それはそれでやり方としてはあるとは思いますが、なかなかこの辺の統一というのが現実的にできてない、でき切れない状況にこれまでなっております。したがって、今岡山県の広域連合でやっているやり方というのは、市町村のやっている事業に対して助成をさせていただいているという状況に至っております。

長野県の場合がどういうやり方をされているのか、ちょっと今この場でお答えはできないんですが、例えば東京都なんかにつきましては田辺議員がおっしゃられるとおり、東京都の広域連合のほうで事業として取り組みを行って、それぞれの対象者に健診票を送っているというふうな形で健診事業を進めているというふうに理解しております。したがって、東京都は実は非常に健診率が高うございます。いわゆる受診券を送るという形で受診をお願いしているということでございます。

岡山県の場合は、申し訳ございませんが、やはり健診項目の問題、あるいは健診単価の問題で、県統一がちょっと非常に図りにくい問題等もございまして、市町村をお願いしているという状況でございますので、今後どういう形で進めていくべきかにつきましては、市町村とお話しながら進めてまいりたいというふうに思いますので、よろしく申し上げます。

○議長（則武 宣弘君）

次に、1番、黒見議員。

○1番（黒見 節子君）〔登壇〕

1番、黒見です。一般質問をさせていただきます。質問は3問通告させていただいております。

まず、この制度の今後のあり方ということで、後期高齢者医療制度の今後の方針についてということで通告をさせていただいています。

安倍政権が6月に、骨太の方針、選挙前でしたけれども素案を出されて、社会保障費を聖域とはせず見直すという方針を出していました。

社会保障の制度について、毎日のようにニュースが流れてきておまして、負担増が、先ほどの議員から出ましたけれども、言われています。今の段階でこの制度についての状況を教えていただきたいという通告をしておりましたけれども、先ほどの2人の議員への答弁の中で状況がわかりましたので、この答弁は省いてくださって結構ですので、お願いをしておきたいと思えます。

意見だけ述べさせていただいてと思えますけれども、広域連合長のごあいさつの中に、安定した政権交代がなされるということが言及がありまして、少子高齢社会が急速に進行する中で、医療も年金も雇用制度も全てやはり見直すことが必要であるというふうに思えます。ぜひ、先ほど連合長の答弁にもありました最終取りまとめも参考にさせていただいて、全国の協議会でも発言をしていただきたいと、安定した医療制度としての発言をお願いしたいということを申し上げておきたいと思えます。

あと2点、通告をさせていただきました質問をさせていただきます。

懇話会についてですけれども、2月議会に懇話会報償費が出されておまして、今年度の予算でも16万8,000円が予定をされておりました。制度について意見を伺う懇話会であろうというふうに思えます。改めてお聞きして確認をできたらと思えます。

正式名称、そして構成メンバー、もう既に行われていましたら、懇話会での話し合いのあらましをお聞かせください。

それから2点目は、岡山県との連携についてです。

先ほどもいろいろな広域連合議会ということで質問がありましたけれども、8月5日、京都府で後期高齢者保健医療対策推進協議会ということが開催されるという情報を得ました。目的を見ますと、広域連合と京都府との連携強化、保健事業の充実、保険者機能の強化に向け、有機的な連携体制の構築について検討とされているということでしたけれども、内容について把握されていたら教えていただきたい。

また、岡山県と広域連合とはそのような方向での、連携についての方向での話し合いの予定はありませんかということをお伺いしたいと思えます。

以上です。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

当局側の答弁を求めます。

広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）〔登壇〕

はい。それでは、黒見議員の御質問にお答えいたします。ちょっと質問とは相前後いたしますけれども、私のほうから岡山県との連携についてのお答えをさせていただきます。

先ほど御紹介がありましたように、京都府と広域連合の保険者機能強化と連携強化を目的として、協議会の設置がなされているようです。この協議会の設置に先立っては、既に何回か会合が開催されているようで、残念ながら詳しくは承知をいたしておりませんが、京都府と広域連合だけではなく、市町村等も含めた会合で、それぞれの意見交換がなされているようであります。

また、お尋ねの岡山県との連携でございますが、これまでも制度上の財政支援のほか、個々の業務に対する助言はいただいておりますが、京都のような一歩踏み込んだ連携の協議について、岡山県からはお話をいただいております。

ただ、先ほど田辺議員からも御質問がありましたように、国保の話だとか、この広域連合の話もそうですけども、やはり国と地方の役割分担の中で、国が果たすべき役割、県が果たすべき役割、市町村が果たすべき役割というものがあまして、そうしたものを今後より明確にしていく必要があるというふうに、少し私見が入りますけども思っております。我々の広域連合としても、そうした立ち位置といいますか役割分担について、今後県とも協議をしていきたいと。それが、言われている広域連合等との協議じゃなくて、今後の役割分担についてはきちんと話をしていく必要があると思っております。

次に、質問から外していただきました今後の制度のあり方についてでありますけども、まさに御要望としてお話をいただいたとおり、国民会議の場で全国市長会などとともに意見を述べる機会をいただいております。会長であります佐賀県の広域連合長が、広域連合の置かれている状況などを踏まえて発言し、あわせて要望もしているところであります。その意見などにより、今回の報告書の取りまとめがなされたものでありまして、全国市長会でありますとか全国の広域連合長会の発言が織り込まれているというのは、現在もそうですし、ただし繰り返しになりますけども、対等な立場と言われる中であって、それぞれがきちっとその立場の主張をして、国からの一方的な制度の押しつけにならないように、今後とも我々は努力を続けてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）〔登壇〕

はい。懇話会につきまして御答弁させていただきます。

懇話会の正式名称は、岡山県後期高齢者医療広域連合懇話会でございます。

懇話会委員につきましては、被保険者を代表する委員として6人を、老人クラブ、婦人会、社会福祉協議会からお願いをしております。また、保険医等を代表する委員として3名を、医師会、歯科医師会、薬剤師会からお願いしております。医療保険関係を代表する委員として3名を、健保協会、健保組合、市町村国保。それからあと学識経験者として3名を、元広域連合長と、それから岡山大学及び吉備国際大学の先生をお願いをしております。

今年2月28日に第1回目の懇話会、最初の懇話会を開催いたしまして、会長には前笠岡市長の高木元広域連合長が選出されております。

また、会議の内容につきましては、後期高齢者医療制度とその現状について、事務局から説明を行いまして、また委員のほうから医療費の地域における現状についての説明がご

ございました。また、それにあわせて積極的な意見の交換がなされております。したがって、最初の会合でございましたので、主に制度の御説明をさせていただいたところがございます。

また、あらましにつきましては、私どものホームページのほうに掲載をさせていただいております。

それから、今後の予定でございますが、今後につきましては、予算でもお願いしておりますが、年2回程度を基本に、必要に応じて逐次開催する予定でございます。

次の会議につきましては、懇話会につきましては、保険料の改定につきましてはの御意見をいただきたいというふうに考えておりました、その改定のスケジュールに合わせて、秋頃には御意見をいただく機会をつくりたいというふうに計画をいたしているところがございます。

また、あわせていわゆる条例の改正前後にもう一回できればというふうに思っております。できるだけ御意見をいただいた中で、その意見を取り入れるものは取り入れていきたいというふうに考えておりますので、よろしく申し上げます。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

1番、黒見議員。

○1番（黒見 節子君）

本当にありがとうございました。

今後の見通しの、全国協議会での制度のことですけれども、やはり押しつけられるのではなくて、現場、広域連合のほうからの意見がこれからの方針に生かされますように、ぜひ発言をしていただきたいというふうをお願いをしたいと思います。

それから、岡山県との連携のことで、国と地方の役割分担についてもやはり明確にしていくというふうにお答えをいただきましたけれども、今の保険制度、この医療保険制度についていっても、破産をしかけていると、借り入れをしなければ払えないというようなことになってきている。これからどんどん高齢者が増えていくわけで、天文学的な数字になっていくのではないかというふうに思っています。ぜひ一番いい形に、連携ができていくようにしていただきたいと思っておりますので、これも全国協議会の場所でいろんなそれぞれの広域連合の状況が把握できて、そこで意見をぜひ、そこでも言っていただきたいというふうに思います。

つくった政権がまた政権を持っているので、多分消えることはないというふうに思いますので、一番いい形を全国協議会にやられた形で探してくださるようにとお思います。

それから、懇話会についても報告をいただきました。やっと始まった懇話会というふうに思っています、本当にありがたいと思っております。

制度についての説明というふうに、それが2月のときの内容だったようすけれども、高齢者の集まりに行っても、自分たちが払っている保険料がどんなふうに使われているとか、どういう自分が、75歳以上の人が入っている、その医療制度はどんな問題点を持っているかとかということの状況把握という情報がないという気がしています。できればここで、例えば県から被保険者に送られた資料とかありましたら、議会のたびにいただければありがたいかなと。どういう情報を高齢者の方たちは受けているのかということが把握できますので、それをいただければありがたいなというふうに思います。

そのあらましについてはホームページでということですが、それは議事録としては公開はされていないのかどうかということをお伺いしたいのと、それからこの広域連合議会のこの場所に、その話のあらましでもできれば、ペーパーとかでも目に見えるものでいただけたらありがたいというふうに思いますが、その辺はどうでしょうか。

○議長（則武 宣弘君）

はい、当局から、事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）

懇話会についての再質問についてお答えをさせていただきます。

議事録、会議録の掲載については、懇話会のものについてはホームページのほうには掲載いたしておりません。中でのやりとり、何々委員がどう発言したとかというふうなことにつきましては、明確に示さないほうがいい場合もございますので、一応概略的にあらましでお願いをしているという状況でございます。

それから、被保険者の方にそれぞれ配布をさせていただいているものにつきましては、大体保険証とか納付書関係の書類を送るときに、御一緒に同封させていただいております。基本的には小冊子は毎年配布させていただいております。

小冊子、細々全部隅から隅まで読んでいただければ、制度自体は十分御理解いただけるとは思いますが、あらまし、大体のところを見ていただければわかるような感じではつくっておるつもりではございます。そういった中で、御不明な点であったり、あるいは保険料のお問い合わせであったり、そういったものについては現実的に私どものほうにお問い合わせが来ておりますので、都度お話をさせていただいておりますが、黒見議員さんがおっしゃられたような高齢者の方の会合であるとかという分に活用できるようなことがもし何かあれば、そういうものも市町村を通じて配布できるようになればとは思いますが、ちょっとそれはすぐしますということはお答えできませんが、何か考えてみたいというふうに思っております。

それから、あらましにつきまして、今日用意はしておりませんので、前回の会議の関係につきましては、また改めて配付させていただければというふうに思っています。よろしくお願ひします。

○議長（則武 宣弘君）

1番、黒見議員。

○1番（黒見 節子君）

高齢者への情報なんですけれども、もう何年もこの議会が続いていて、多分もうこの議会はなくならないだろうと、先ほども言わせていただいたんですが、例えばそのお便り、情報として、岡山県後期高齢者医療広域連合議会便りみたいな、そんなものがペーパーで送れば、なかなかホームページに75歳以上になってアクセスするのは大変だと思いますので、そういうものをペーパーで少しでも入っていれば、皆さんも意識を持って自分の保険のことを認識していただけたらと思いますので、ぜひそういうものも検討いただければと思います。要望だけで終わります。

○議長（則武 宣弘君）

それでは、以上で通告を受けました一般質問は全て終了いたしました。

一般質問を終わります。

ここで5分間の休憩をしたいと思います。柱の時計で、一応2時35分から再開をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは、休憩をいたします。

午後2時28分 休憩

午後2時35分 再開

○議長（則武 宣弘君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きたいと思います。

日程第5 議案第8号・議案第9号

○議長（則武 宣弘君）

日程第5、議案第8号「専決処分の承認を求めることについて（平成24年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」と議案第9号「専決処分の承認を求めることについて（平成24年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」を議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）〔登壇〕

はい。ただいま一括上程いただきました議案第8号「専決処分の承認を求めることについて（平成24年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）」並びに議案第9号「専決処分の承認を求めることについて（平成24年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）」の補正予算についてでございますが、まず補正予算（第3号）については、15億4,210万9,000円を追加し、2,374億5,024万2,000円とするものです。保険料軽減措置等に係る補正予算及び関連法案が国会で承認されたことに伴う国庫交付金を関連基金に積み立てるものなどございまして、平成25年3月13日に専決処分を行ったものでございます。

次に、補正予算（第4号）についてでございますが、6億8,491万7,000円を追加し、2,381億3,515万9,000円とするもので、保険給付費等の年度最終見込みによるそれぞれの療養費などの確定に伴うものございまして、平成25年3月29日に専決処分を行ったものでございます。

詳細につきましては、事務局から補足の説明をさせますので、よろしく御審議を賜り御承認をいただきますようお願いを申し上げます。

〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）〔登壇〕

平成24年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）並びに（第4号）について、補足説明をいたします。

まず、（第3号）補正予算でございますが、予算書の6ページでございます。

歳入の主なものでございますが、第2款国庫支出金のうちの第3目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金15億3,000万円余の追加は、保険料軽減特例措置財源としての交付金最終見込み額によるものでございます。

続いて、歳出の主なものでございますが、予算書8ページの第6款基金積立金の中の第2目後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金15億3,000万円余の追加でございますが、歳入いたしました国庫臨時特例交付金を次年度財源に充当するため、臨時特例基金に積み立てを行うものでございます。

続いて、(第4号)補正予算について御説明をいたします。

(第4号)補正予算書、8ページでございます。

歳入の主なものは、第1款市町村支出金で、第2目保険料等負担金5億7,000万円余は、市町村で徴収する皆様からの保険料の確定見込みによるものでございます。

第3目療養給付費負担金の1億3,000万円余の追加は、療養給付費最終見込みによる額の確定に伴うものでございます。

第2款国庫支出金、第1項国庫負担金15億3,000万円余、第2項国庫補助金3億9,000万円余の追加並びに第4款支払基金交付金6億4,000万円余の減額につきましても、療養給付費最終見込みによる額の確定などに伴うものでございます。

第7款繰入金12億9,000万円余の減額につきましては、保険給付費等の財源に充当を予定していたものでございますが、財源調整のため減額するものでございます。

次に、歳出の主なものにつきましては、11ページでございます。

第2款保険給付費、第1項療養諸費36億9,000万円余の減額、次ページ、第2項高額療養諸費3億3,000万円余の減額は、療養給付費等給付事業の最終見込み額の確定に伴うものの。

13ページ、第6款基金積立金47億3,000万円余の増額につきましては、療養給付費の確定に伴う国県市町村支払基金などに精算返還を行うための財源として基金に積み立てを行うものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。〔降壇〕

○議長(則武 宣弘君)

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第8号及び第9号については、委員会付託を省略し、本会議において審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(則武 宣弘君)

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

議案第8号及び第9号について、質疑の通告はございません。

これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより議案第8号及び第9号を採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 8 号及び第 9 号は、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（則武 宣弘君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 8 号及び第 9 号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。

日程第 6 議案第 10 号・議案第 11 号

○議長（則武 宣弘君）

次に、日程第 6、議案第 10 号「平成 24 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」及び議案第 11 号「平成 24 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」を一括議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）〔登壇〕

はい。ただいま一括上程いただきました議案第 10 号「平成 24 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」、議案第 11 号「平成 24 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」につきまして、その概要の説明を申し上げます。

まず、一般会計は、広域連合組織運営のための経費でございます。

歳入歳出決算書及び決算附属書 20 ページ、「実質収支に関する調書」のとおり、歳入総額 6,113 万 6,000 円に対し、歳出総額 5,926 万 2,000 円となります。差引額 187 万 4,000 円が実質収支額となっております。

次に、特別会計でございますが、特別会計は制度運営のための予算でございます。そのほとんどの支出が保険給付事業に要する費用でございます。

歳入歳出決算書及び決算附属書 46 ページ、「実質収支に関する調書」のとおり、歳入総額 2,381 億 4,500 万 9,000 円に対し、歳出総額 2,380 億 5,487 万 2,000 円で、差引額 9,013 万 7,000 円が実質収支額となっております。

詳細につきましては、事務局長から補足の説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜り御認定をいただきますようお願いを申し上げます。

提案説明とさせていただきます。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）〔登壇〕

議案第 10 号「平成 24 年度岡山県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算」について、御説明をいたします。

歳入歳出決算書及び決算附属書 7 ページからの事項別明細書で、主なものについて御説明をいたします。

まず、8 ページをお開きください。

一般会計歳入 6,100 万円余のうち主なものは、第 1 款分担金及び負担金でございまして、収入済額は 5,800 万円余で、事務的経費を高齢者人口割で按分し、県内市町村に負担をお願いしている分担金でございます。

歳入につきまして、収入未済はございません。

次に、12 ページからの歳出でございます。

予算額 6,100 万円余、支出済額 5,900 万円余、執行率 96.93%、不用額は 100 万円余でございまして、支出額の主なものは、第 2 款総務費 5,800 万円余で、第 12 節役務費手数料の銀行振込手数料、第 19 節負担金補助及び交付金の総務課職員 4 名の職員派遣負担金、市町村振興センター施設負担金などでございます。

20 ページの実質収支に関する調書でございます。

収入総額 6,113 万 6,000 円、歳出総額 5,926 万 2,000 円、歳入歳出差引額は 187 万 4,000 円で、翌年度に繰り越しすべき財源はございませんので、実質収支額は 187 万 4,000 円となっております。

続きまして、議案第 11 号「平成 24 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算」でございます。

事項別明細書によりまして、歳入歳出の主なものを御説明いたします。

28 ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、第 1 款市町村支出金は、制度運営のため、高齢者人口割で負担をお願いしております第 1 目事務費負担金、市町村が徴収した保険料や基盤安定分負担金等の第 2 目保険料等負担金、療養給付費の 12 分の 1 の定額負担でございます第 3 目療養給付費負担金でございます。

なお、保険料の徴収で市町村における実質収納状況は、現年収納率 99.38%、滞納繰越分 34.62%、実質 98.61%で、2 億 2,000 万円余が収入未済、3,000 万円余が不納欠損となっております。

次に、第 2 款国庫支出金のうち、第 1 項国庫負担金につきましては、療養給付費の 12 分の 3 の定額負担でございます第 1 目療養給付費等負担金、特別軽減措置財源に充当するためなどの第 3 目高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金などでございます。

第 2 項国庫補助金は、財政調整に伴う第 1 目第 1 節普通調整交付金などでございます。

続いて、30 ページの第 3 款県支出金でございますが、療養給付費 12 分の 1 の定額負担でございます第 1 項第 1 目の療養給付費等負担金などでございます。

次ページ、第 4 款支払基金交付金は、若年者層からの支援金でございます。

飛びまして、第 7 款繰入金の第 2 項基金繰入金は、療養給付費等負担金の額の決定による償還財源でございます第 1 目後期高齢者医療給付費準備基金繰入金及び特別軽減措置財源でございます第 2 目後期高齢者医療制度臨時特例基金繰入金でございます。

第 8 款繰越金は、前年度繰越金でございます。

第 9 款緒収入、第 3 項雑入は、交通事故等による第三者納付金などでございます。

以上が歳入における主なものでございます。

続いて、36 ページ以降の歳出でございます。

予算額 2,381 億 3,515 万 9,000 円、支出済額 2,380 億 5,487 万 1,000 円余、執行率は 99.97%、不用額は 8,028 万 7,000 円余でございます。

その主なものといたしましては、第1款総務費のうち、第13節委託料は電算システムの維持管理のための電算委託料等、第19節負担金補助及び交付金は、業務課職員18名の職員派遣負担金等でございます。

次に、第2款保険給付費でございますが、医療機関に支払う本人負担以外の医療費やレセプト点検に係る第1項療養諸費、高額医療に対する給付金でございます第2項高額療養諸費、葬祭費の第3項その他医療給付費でございます。

第3款県財政安定化基金拠出金は、財政安定化基金への拠出金でございます。

次ページ、第5款保健事業費は、市町村が実施している健康診査事業の市町村補助金でございます。

第6款基金積立金につきましては、療養給付費等負担金、平成24年度分の精算財源であります後期高齢者医療制度準備基金、次年度の特別軽減措置財源として後期高齢者医療制度臨時特例基金にそれぞれ積み立てを行ったものでございます。

第7款諸支出金は、国県市町村並びに支払基金に療養給付費等負担金、平成23年度分を精算するための償還金などでございます。

46ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございますが、歳入総額2,381億4,500万9,000円、歳出総額2,380億5,487万2,000円、歳入歳出差引額は9,013万7,000円、翌年度に繰り越すべき必要な財源はございませんので、実質収支額は9,013万7,000円となっております。

最後の48ページの財産に関する調書でございますが、記載のとおりでございます。

以上で決算関係の説明を終わります。御審議のほど、よろしくをお願いいたします。

〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第10号及び議案第11号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（則武 宣弘君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

議案第10号及び議案第11号について、質疑を行います。

質疑の通告がありますので、発言を許可いたします。

1番、黒見議員。

○1番（黒見 節子君）〔登壇〕

1番、黒見です。

議案11号について質問いたします。

意見書の17ページに、監査委員の決算審査意見の保険給付費への意見ということで、保険料滞納者に対しても高額療養費の給付が行われている。そして、21件申請があったと書かれています。保険給付はどのような状況で支払われているのでしょうか。

また、同じ保険給付費、高額療養費の項のところに、「しかし、その活用は十分とは言

いがたいため、引き続き市町村と連携を図り、その活用を検討されたい。」というふうに書かれております。その「活用は十分とはいがたいため」というところは気になりました。活用が十分されていないということは、そうだとしたら十分な医療を受けることができているのではないかというふうにも心配もいたしました。その記述の意味をもう少し詳しくお教えてください。

以上です。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）〔登壇〕

はい。監査意見書では、「保険料の滞納者に対して高額療養費が給付されている。給付金の滞納額充当を行っているが、その活用が十分でないため、市町村と連携を図り、その給付充当の活用をより検討されたい。」というふうに意見が出ております。したがって、広域連合が行う給付事業に対しまして、市町村が滞納整理をいたして収納対策をいたしておるところでございますが、広域連合が行う給付事業につきましては、保険料の滞納の状況にかかわらず、被保険者が負担した高額医療費に対して行う事業でございます。

また、保険料の徴収を行う市町村では、滞納者の収入状況などを調査しながら、納付指導を行っているところでございます。その中で、市町村と情報交換しながら、滞納者の同意を得た上で給付金の充当を行っているところでございます。広域連合のほうから市町村に対して、今月の給付状況はこうでありますという情報を市町村にお示しをいたします。その情報を見て、市町村が滞納該当者に対して、そのお話をしているという状況でございます。

そういった情報交換が非常に重要だと思います。その情報交換をしながら、先ほど言いましたように滞納者の同意を得た中で、滞納の給付金を充当を行っているところでございます。平成24年度ではその21件の同意があったということでございます。21件の同意書の提出があって、滞納に対して給付金を充当したということでございます。

監査意見書の御指摘のとおり、今後とも各被保険者の状況把握に努めまして、市町村の担当課と情報交換等の連携を図りながら、今後とも対応してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

1番、黒見議員。

○1番（黒見 節子君）

お答えありがとうございました。

随分詳しく答えていただいたのでわかりましたが、やはり広域連合とそれから各市町村というところが連携を取り合いながらやらないと、役割分担がうまく回らないと、これもその間のところで困られる人ができるのではないかというふうに思います。

保険料の滞納の理由はさまざま、先ほど100%に近いということで、納付率が高いんですけども、市町村のお願いとか指導とか依頼とかやっぱり十分連携をとっていただけたらというふうに思います。

意見だけ言わせていただいて、説明ありがとうございました。

○議長（則武 宣弘君）

以上で通告による質疑は終わりました。

これをもって質疑を打ち切ります。

これより討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより議案第 10 号及び議案第 11 号を採決いたします。

まず、議案第 10 号について採決いたします。

お諮りいたします。

議案第 10 号は、原案のとおり認定することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（則武 宣弘君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 10 号は原案のとおり認定することに決定いたしました。

次に、議案第 11 号について、起立により採決をいたします。

お諮りいたします。

議案第 11 号は、原案のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

〔全員起立〕

○議長（則武 宣弘君）

起立全員であります。よって、議案第 11 号は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

日程第 7 議案第 12 号「平成 25 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」

○議長（則武 宣弘君）

次に、日程第 7、議案第 12 号「平成 25 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」を議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）〔登壇〕

はい。ただいま上程いただきました議案第 12 号「平成 25 年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」の補正予算につきましては、46 億 6,446 万 2,000 円を追加し、2,514 億 5,109 万 8,000 円とするもので、平成 24 年度の療養給付費等負担金額の最終確定による国・県等に精算するための返還金等を計上するものであります。

詳細につきましては、事務局から補足の説明をさせていただきますので、よろしく御審議を賜りますようお願いを申し上げ、提案説明とさせていただきます。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

事務局長。

○事務局長（保崎 博道君）〔登壇〕

特別会計補正予算（第1号）について、御説明をいたします。

補正予算書6ページをお開きください。

歳入の主なものにつきましては、第7款繰入金46億6,000万円余の追加は、平成24年度分の療養給付費精算のための財源として、後期高齢者医療給付費準備基金からの繰入金でございます。

続きまして、歳出の主なものでございます。

第8款諸支出金46億6,000万円余につきましては、平成24年度分療養給付費等負担金額の確定に基づきまして、国・県等、支払基金などに精算返還するための償還金でございます。

以上で説明を終わります。御審議のほど、よろしく願いいたします。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第12号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（則武 宣弘君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

議案第12号について、質疑の通告はございません。

これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより議案第12号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（則武 宣弘君）

御異議なしと認めます。よって、議案第12号は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第8 議案第13号「岡山県後期高齢者医療広域連合副
広域連合長の選任について」

○議長（則武 宣弘君）

次に、日程第8、議案第13号「岡山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」を議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）〔登壇〕

はい。ただいま上程いただきました議案第 13 号「岡山県後期高齢者医療広域連合副広域連合長の選任について」でございます。

副広域連合長につきましては、広域連合規約第 11 条第 1 項におきまして、2 人を置くこととなっておりますが、現在 1 人空席となっております。

空席となっております副広域連合長として、津山市長でございます宮地昭範氏を選任いたしたく、提案させていただくものでございます。

選任の御同意をいただきますようお願いを申し上げます。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第 13 号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（則武 宣弘君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

議案第 13 号について、質疑の通告はございません。

これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより議案第 13 号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（則武 宣弘君）

御異議なしと認めます。よって、議案第 13 号は原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第 9 議案第 14 号「岡山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」

○議長（則武 宣弘君）

次に、日程第 9、議案第 14 号「岡山県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」を議題といたします。

提案理由、内容の説明をお願いいたします。

広域連合長。

○広域連合長（黒田 晋君）〔登壇〕

はい。ただいま上程いただきました議案第 14 号「岡山県後期高齢者医療広域連合監査委

員の選任について」でございます。

監査委員につきましては、広域連合規約第16条第1項におきまして、2人を置くこととされております。そのうち、現在空席となっております連合議会議員から選出されます監査委員について、山崎親男氏を選任いたしたく、提案させていただくものでございます。

選任の御同意をいただきますようお願いを申し上げます。〔降壇〕

○議長（則武 宣弘君）

提案理由、内容の説明は終わりました。

お諮りいたします。

議案第14号については、委員会付託を省略し、本会議において御審議の上、御決定願いたいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（則武 宣弘君）

御異議なしと認めます。よって、さように決定いたしました。

議案第14号について、質疑の通告はございません。

これをもって質疑を終わり、討論に入ります。

討論の通告はございませんので、討論を終わります。

これより議案第14号を採決いたします。

お諮りいたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（則武 宣弘君）

御異議なしと認めます。よって、議案第14号は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

閉会宣告

○議長（則武 宣弘君）

以上で本定例会に付議されました案件の質疑は全て終了いたしました。

これをもちまして、岡山県後期高齢者医療広域連合議会平成25年8月定例会を閉会いたします。

本日は大変に御苦労さまでございました。

午後3時08分 閉会

岡山県後期高齢者医療広域連合議会平成25年8月定例会

一般質問発言通告一覧表

順序	氏名	件名
1	杉本 美智子	○次期保険料について ○高齢者用肺炎球菌ワクチン予防接種助成事業について
2	田辺 昭夫	○後期高齢者医療制度の今後の動向について ○国保の一元化について ○今後の財政の見通しと保険料について ○健診について
3	黒見 節子	○懇話会について ○岡山県との連携について ○この制度の今後のあり方について

議案質疑発言通告一覧表

議案番号	氏名	質疑内容
議案第11号	黒見 節子	平成24年度岡山県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について

地方自治法第123条第2項の規定により、

本会議の顔末を証するため、ここに署名する。

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議長 則 武 宣 弘

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 栗 山 康 彦

岡山県後期高齢者医療広域連合議会議員 大 森 直 徳